

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

151

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

消防施設整備計画実態調査の調査方法の見直し

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

消防庁が自治体に依頼する当該調査において、市街地及び準市街地の地図の作成に係る事務作業の負担軽減を図るため国勢調査等の様々なデータを基に市街地及び準市街地の地図を作成できるシステム等を導入し、それを全国の消防本部等が活用できるよう対応していただきたい。

具体的な支障事例

3年に一度実施されている当該調査において、市街地及び準市街地を多くの各消防本部(或いは市町村)が地図上(紙ベース)に手作業で区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は複雑で、その業務に精通していない(所管していない)職員が専用のシステム等ではなく、手作業で当該作業を行うことは、大きな負担となるだけでなく、ミスが生じるリスクが高い。この作業において、ミスが生じれば消防力(人員、施設、車両等)の算定や消防水利の整備率等が不正確なものとなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国の消防本部等の事務負担が軽減できるのはもちろん、手作業による正確性に欠ける部分の解消にも繋がる。消防力(人員、施設、車両等)や消防水利の整備は、自治体の財政負担や住民の生命や財産に影響するため、その礎となる調査であることを考えると国として自治体をバックアップするような対応をお願いするものである。

根拠法令等

平成 27 年度消防施設整備計画実態調査の実施について(依頼)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、松戸市、相模原市、福井市、高山市、浜松市、愛知県、春日井市、京都市、徳島県、徳島市、宮崎市

○当市においては、3年毎に地図データを更新し、地図データ上に作図作業を行っており、長時間の作業が必要で多大な負担となっている。  
○当市においても、平成 27 年度の実態調査で同様の支障があった。現在は、GIS で充足率を管理しているところですが、全国の消防本部が活用できるシステム等が導入されれば、他市の状況を確認できたり、統一された調査資料を簡略的作成することが可能になるため必要性を感じる。  
○提案事項における「求める措置の具体的内容」に記載されているとおり、当市においても市街地及び準市街

地の地図作成に係る事務作業(地図上における手作業等)に時間を要しており、作業上ミスが生じる恐れがある。このことを踏まえ、作業効率を上げるためシステムの構築が必要であると思料する。

○本提案のとおり、当市においても当該調査における労力及び時間は過大であり手作業にて実施するためミスが生じるおそれがあり、実施する職員が違えば多少の誤差が発生するような調査である。本提案のとおり何らかのシステム等が導入されれば全国で統一した数値が期待できると思われるが、当市については今後近隣市の動向を注視したうえで検討を重ねる必要がある。

○メーカーごとに独自システムを作成しており、導入費用は高額なものになるため、作成については手作業しているのが実態である。国が求める調査であり、統計調査システム等を利用した中で、バックアップ体制を願うのであれば、負担軽減につながるものである。

○昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号消防水利の基準第 3 条第 2 項により、「消火栓は呼称 65 の口径を有するもので、直径 150 ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が 180 メートル以下となるように配管されている場合は、75 ミリメートル以上とすることができる。」とされており、縮尺比 10,000 分の 1 の白地図に手書きで用途地域を明示したメッシュ図を作成したうえで、当市の消火栓約 5,200 基の中から上記のような有効となる消火栓を、外部組織から入手した水道管管網図と照らしながら選別していかなければならないほか、有効な水利となる防火水槽及びその他の水利も拾い出さなければならず、職員への負担が大きい。このことから、水道管管網図も取り込んだシステムの構築を要望する。

○当県においても平成 27 年度の消防施設整備計画実態調査の回答では、多くの各消防本部(各市町村)が手作業にて市街地及び準市街地の区域別けを行っている状況である。また、消防水利についても手作業での区域別けの回答が多く、地図を作成することでの事務負担及び人的ミスが大いに増すことが予想される。地図作成についても各消防本部(各市町村)での地図様式が異なるため、統一性がなく見づらい。

○当市では、既に別のシステムを有償で導入しているが、国が導入するソフトが無償でかつ「消防力の整備指針」に基づくあらゆる計算等に対応していれば、今後さらに活用できると考える。

○消防施設整備計画実態調査における、市街地及び準市街地の地図作成システム等を国が導入し、それを各消防本部が活用できれば、事務負担の軽減や消防力(人員、施設、車両等)の算定及び消防水利の整備率等がより正確なものとなる。

○当市においても市街地及び準市街地を地図上(紙ベース)で手作業により区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。このことから、国勢調査等のデータから市街地・準市街地を容易に判別することができるソフト等の導入のほか、各調査項目のオンライン入力により業務を簡素化するなどの仕組みを検討いただきたい。

○当該調査は、各消防本部が作成し、県が取りまとめを行っている。調査における、市街地及び準市街地の区域設定は、各消防本部が市町村等から必要な資料の提供を受けるなどし、手作業で区域設定を行っていることから、当県の消防本部においても同様の事務負担が生じているものと思慮される。

#### 各府省からの第 1 次回答

今回(令和元年度)の調査においては、調査票入力における負担軽減や入力ミスの防止を図るため、市町村が入力した人口や面積等に基づき、消防施設等の算定数を自動計算する機能や、入力不要な項目については誤入力できないようにする機能を取り入れる等の改善を行っているところ。

消防庁舎等及び消防水利の算定基礎となる地図の作成については、今回示された提案も踏まえつつ、作業負担の軽減及びミスの発生しにくい調査方法の構築に向け、先進事例の調査や技術的な検討を行っていく。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今年度はこれまで通りの実態調査が実施される予定であることから、次回からの実態調査の地図作成には過大な労力と手間がかからず、かつ、人的なミスを極力防ぐことが可能な全国共通のシステムの導入や調査要領の見直し等の検討をお願いしたい。

あわせて、具体的な支障事例が見受けられることから、システムの導入や調査要領の見直し等に当たっては全国の自治体の意向等を確認するために、事前にアンケート調査を実施していただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

本調査は、これまで大規模災害の発生や社会環境の変化等に伴う消防需要の変化、関係法令・制度の改正等に伴い、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」が改正される際に実施してきたもの。次回は概ね令和4年度以降に実施(災害等により臨機応変に改正作業を行うこともあり得る)することを想定している。今回の提案を踏まえ、次回調査までに業者からヒアリングを実施するなどし、全国共通のシステムの実現可能性や人的ミスの防止及び作業負担の軽減を図る観点からの調査要領の見直し等も含め、市町村の意見も丁寧に伺いながら提案内容の検討を行ってまいりたい。

#### 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容

##### 5【総務省】

##### (20) 消防施設整備計画実態調査

消防施設整備計画実態調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けて調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

152

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。

具体的な支障事例

代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一的なルールは明確にされていない。

本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。

所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておけるというわけではない。

本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。

一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。

以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていきたい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の動産を適正に管理することができる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、大垣市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市

○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一的なルールを設けてほしい。

○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一的ルールの明確化を望む。

○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。

○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかなか踏み込めない要因と考える。提案どおりに特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものとする。

○平成 28 年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。

○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一的なルールがある方が望ましいと考える。

○当市では、現在、法第 14 条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。

○当市が実施した略式代執行において回収した動産については、現金が中心であり家財道具はなかったため、保管場所についての負担は特に生じていない。また、相続財産管理人の申立てを検討していることから、保管期間を定めずに相続財産管理人への引継ぎを予定している。ただし提案市のように、動産の保管が負担になるケースは今後に発生すると思われる。また、保管期間経過後において処分が可能であるとしても、処分費としての新たな費用負担が懸念される。代執行に至るまでには、所有者等が存在する場合は代執行直前の代執行令書等において動産の搬出を伝えることができ、また、所有者等が不在のケースにおいては、公告により動産抛出を触れることができる。このあたりの法解釈を国が主導で整理すると同時に、家財道具など大型の動産保管が市区町村の負担になることが明らかであることから、代執行の工事に合わせて家財道具等を処分できることとし、さらには、代執行費用に処分費を含めることで、所有者等への費用請求や国の補助対象経費として認められるよう、市区町村の負担軽減を考慮した代執行の制度設計が必要と考える。

○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。

動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一的な基準が求められている。

○本市においても、行政代執行を行う可能性のある危険な空家等が存在している。今後、これらの空家の内部に動産などが存在する可能性があり、苦慮する問題の一つと考える。

○本市においても、同種の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。

また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。

## 各府省からの第 1 次回答

### 【総務省】

空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については 100 件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。

### 【国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えるとはされていない動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を

参考にして、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であるとする。

他方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。

なお、本提案にあるような動産の取扱いは財産権そのものの問題であり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行時における財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する要因となっており、動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題であります。

国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した動産を処分する目的を立てることもできず、地方で柔軟な対応ができていないと言いつつ難しい状況です。

本提案は、保管後の動産を適法に売却、処分ができるようにすることを求める趣旨であり、「保管期間」、「保管期間経過後の処分権限」の明確化を要望するものです。特定空家等の中の動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきたものができなくなるという支障が生じることは想定しておりませんし、そういった支障が生じないようなルールにして頂きたいと考えております。それよりも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化されれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間の施設を適宜利用する等、各自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われれます。

動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚更、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。

○動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。

○空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。

○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広

告物法のように、「特に貴重」なものとはそれ以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。

#### 各府省からの第2次回答

提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。

#### 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

##### 5【総務省】

(18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)

(ii)代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。

また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。

(関係府省:国土交通省)

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

157

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略

提案団体

大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。

具体的な支障事例

法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿謄本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿謄本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。

平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。」との提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿謄本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないものと思われる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法人である事業者にとって、許認可等の申請毎の法人登記簿謄本(登記事項証明書)の提出が不要になれば、時間的にもコスト的にも負担の軽減に繋がり、行政手続の簡素化の観点から有意義である。

また、内閣府が進める各省庁のデジタルガバメント中長期計画(ex.法務省)において、法人登記情報の連携が国の行政機関間でなされる見通し。

当該情報連携の対象を、地方自治体にまで広げることで、地方の電子化の推進を図り、事業者のさらなる時間的・コスト的負担の軽減に繋がることから、より一層の効果が期待でき、国の施策にも合致するものである。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、新潟市、愛知県、島根県、福岡県

○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなおしていただいた例がある。

#### 各府省からの第1次回答

登記事項証明書については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)等に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの構築を進めているところ、具体的には、法人の登記事項証明書について、行政機関間の情報連携の仕組みを2020年度(令和2年度)内に運用を開始する予定である。当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書に係る情報を確認することにより、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能となる。また、当該仕組みは、国の行政機関における情報連携の開始後、その実施状況を踏まえ、地方公共団体における情報連携についても検討していく予定である。

上記のとおり、今後、地方自治体との情報連携も検討・実現されることにより、御提案の内容については実質的に措置されることになり、登記情報提供サービスでの対応を求める実益がなくなるものと考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2020年度に国の行政機関間で登記事項証明書の情報連携ができる仕組みの運用が開始された後、予定されている地方公共団体における情報連携についての検討を確実にかつできる限り早期に行っていただきたい。また、当該仕組みは、地方公共団体が簡易に利用できるものにしていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

法人の登記事項証明書の添付省略を実現するための情報連携の仕組みについて、国の行政機関における情報連携の開始後、可能な限り早期に地方公共団体における情報連携を実現できるよう検討を行う予定である。また、当該仕組みについては、地方公共団体が簡易に利用できるものとするよう検討を行う予定である。

#### 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容

##### 5【総務省】

##### (23)登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続

登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣官房及び法務省)

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

163

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの

具体的な支障事例

府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供・医療水準向上を行うには、財政基盤強化が不可欠である。

すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、対価を教育研究水準向上のための費用に充てるため、土地等の貸付を可能とする法改正が、本年5月に成立したところである。

一方、公営企業型地独法人は、法 82 条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。府立病院機構では、切れ目ない医療から介護までのサービスを提供するため、敷地一部を事業者へ貸出し、病院と連携した事業(※)を検討したが、附帯業務に当たらず、実施できない状況である。

この状況では、地独法人の所有資産の有効活用による自己収入確保や、これによる府民へのより良いサービス提供が困難であり、地独法人の自主性自立性を阻害している。

(※)病院と連携できる「リハビリを中心とする在宅復帰支援機能を備えた民間複合施設」の誘致を検討。具体的には、リハビリ、在宅復帰支援施設、緩和ケア・終末医療、調剤薬局などを想定しており、こうした医療・福祉関係事業者を誘致するため、土地を一括して管理する民間事業者に対し、敷地の一部を貸し付けることを検討している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地独法人所有資産の有効活用による自己収入確保が可能となり、医療水準向上や財政基盤強化が図られ、法人の自主性自立性の高い運営による医療提供の充実を図ることができる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第 21 条第 3 号及び第 7 号・第 82 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、埼玉県

○当県では、4病院の地方独立行政法人化(2020年4月予定)に向けて、所有する土地・建物(他団体に貸し付けている部分も含む)について、承継資産とすべきかどうか精査しているところである。現在、病院局が所有する

土地・建物の中には医療型障害児入所施設を含む社会福祉法人などに貸し付けを行っている部分がある。地方独立行政法人が土地や建物の貸し付けを行うことは、法 82 条により、本来の事業との密接な関係性や健全な運営に資するためなど、本来の事業に支障を来すものとなつてはならないとされており、独法後は土地・建物を貸し付けることができず社会福祉法人が行う事業に支障が生じる恐れがある。現在の利用状況を鑑みると、土地・建物については引き続き他団体に貸し付け、事業の提供を継続することが望ましい。

#### 各府省からの第 1 次回答

今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討してまいりたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方独立行政法人である大阪府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供や、医療水準の向上を行うには、財政基盤の強化が不可欠である。  
すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、その対価を教育研究水準の向上のための費用に充てるため、土地等の貸付を可能とする地方独立行政法人法の改正が、本年6月に公布され同年9月に施行される予定である。  
一方、公営企業型地方独立行政法人は、法 82 条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。  
大阪府立病院機構が、法人として所有する土地を有効利用することは、単に法人の自己収入を確保し財政基盤の強化を図るだけでなく、土地等の貸付を通じ、府立病院機構の本来目的とする医療水準や療養環境を更に充実させていくことにも資するものでもあるため、財産の有効活用が可能となるよう制度改正を検討いただきたい。  
なお、大阪府立病院機構では、令和4年度に現地建替えを予定している病院において、当該病院と連携できる事業者に敷地の一部を貸付けることを検討しているところ。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第 2 次回答

今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討してまいりたい。

#### 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

5【総務省】  
(13)地方独立行政法人法(平 15 法 118)  
(ii)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

167

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住宅・土地統計調査における調査表の二段階配布方式の見直し

提案団体

宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対して、オンライン回答用の調査書類(ID・パスワード等)を郵便受け等に配布後、一定期間経過した後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布するといった、二段階配布方式の義務付けを見直し、調査書類等の最初の配布時におけるオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を可能とすること(平成 25 年度本調査実施時は同時配布)。または、自治体ごとの裁量で選択可能とすること。

具体的な支障事例

【制度概要】

平成 30 年度住宅・土地統計調査では、オンライン回答率の向上を図るため、調査対象全世帯にオンライン回答用の調査書類を郵便受け等に配布後、一定期間経過した後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布する二段階配布方式を採用している。

【懸念材料】

オンライン回答率の向上が、二段階配布方式による効果によるものかは確証がなく、インターネットに不慣れな高齢者等の世帯が多い地方での効果については、疑問が残る。

【支障事例】

二段階の手順を踏む本事務は、調査対象世帯の理解も得られ難く、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強いる状況である。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【提案の実現による住民の利便性等の向上】

スマートフォンの普及やネット環境の整備の充実などにより、インターネットでの回答が可能な世帯であれば、調査員との接触や時間的制約を最小限に抑えられるオンライン回答を選択する可能性が高いと思われる。初回訪問時に、調査の趣旨及び回答方法選択可能の旨を説明すれば、二回目は未回答世帯のみを訪問し、回答を促すのみとなるため、シンプルな構造となり、調査対象世帯との間に混乱も生み難く、事務負担の軽減が期待できる。

【制度改革の必要性】

統計調査に係る調査員の確保は、年々困難な状況となっており、調査に係る事務負担の軽減は、円滑に調査を進める上で、必要な措置である。

## 根拠法令等

### 統計法

#### 住宅・土地統計調査規則

平成 30 年住宅・土地統計調査市町村事務要領(第2. 調査の準備事務－9. 指導員事務打合せ会及び調査員事務打合せ会の開催－(2)調査員事務打合せ会における指導一力調査員の事務の説明に当たっては、以下の指導を徹底する。－⑥インターネット調査書類は、調査票に先立って配布すること。)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、盛岡市、山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、川崎市、富山県、福井市、長野県、高山市、豊橋市、西尾市、田原市、京都府、寝屋川市、南あわじ市、高松市、新居浜市、大村市、宮崎市

○平成 30 年住宅・土地統計調査において、当市においてもオンライン回答用の調査書類を調査対象の全世帯に配布したことによる問い合わせ・苦情が相当数あった。

○インターネット回答を促進するため、平成 30 年住宅・土地統計調査において採用されたいわゆる調査書類の二段階配布方式については、調査方法の複雑化や、調査員や市町村の負担が増加し、関係市による調査事後報告会においても、次回調査においてオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を希望する市が大半であったところ。

○直接面会せず、オンライン回答用 ID をポスティングするだけでは、調査への協力を得られにくいだけではなく、本当に行っている調査なのか市に問い合わせが来るが多かった。また、インターネット環境がなく、紙の調査票がほしいといった世帯からの問い合わせも相次いだ。

○二段階配布方式により、調査員が対象世帯に訪問する回数等が増え、負担が増えた。オンライン回答した世帯へ、同居世帯等がいなか確認のため訪問する際に、対象世帯から「回答しましたけど」、「オンラインで回答すれば会わないで済むと思ってやったのに」などと言われてしまった。

○当市では実査中の世帯からの問合せの半数以上が、「インターネットの環境がなく回答できない」という趣旨の内容であり、インターネット回答用調査書類の配布後に多く寄せられたことから、世帯との不要なトラブルを避けるためにも同時配布が望ましい。

○初回訪問後、調査対象世帯にはオンライン回答用書類しか届いていないため、紙で回答を希望した際の対応、また不審に感じた世帯への対応など、調査員と職員の事務負担が大きかった。

○二段階の期間が短く、結局ほぼすべての世帯を訪問ことになり、調査員の負担減につながっていない。オンライン回答用の調査票は、ポスティングのみだったため、問合せの電話が多くあり、対応に追われた。また、調査対象世帯にとってもわかりにくく、現場に混乱が生じた。

## 各府省からの第 1 次回答

平成 30 年住宅・土地統計調査のオンライン回答率は 23.3%(暫定値)と前回調査(7.9%)に比べて 15.4 ポイントの大幅な上昇となっており、今回の二段階配布方式の取組がオンライン回答率の向上にも寄与したものと考えている。

この取組については、オンライン回答率の向上に伴い、調査員はオンライン調査世帯の調査票の配布、収集及び検査事務が不要となることから、調査員事務の負担軽減にもつながるものと認識していたものの、調査を実施した市町村からは、今回ご指摘いただいているような意見も頂戴しているところである。

次回調査(令和5年を予定)における調査票の配布方法については、次回の調査方法の検討を令和2年頃から開始し、令和4年に予定している試験調査や、令和2年国勢調査等の実施状況等を踏まえて令和4年の秋頃までに結論を出すことを予定しているため、現段階で結論を出すことは難しいが、今回の提案内容については、今後、地方公共団体からのご意見も十分にお聞きしながら、検討を進めてまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

オンライン回答の普及については、当然推進すべきものであるが、他市町村の意見にもあるように、調査現場では少なからず混乱やトラブルが発生している現状に鑑みれば、調査方式の改善は必要なものと思われる。世代間及び地域間における、調査現場実態やオンライン回答率等の差異も踏まえ、次回調査に向けた調査方法の検討の中で、ご検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、2020年国勢調査や、2022年に予定している住宅・土地統計調査の試験調査の状況等を踏まえ、地方公共団体からのご意見も十分にお聞きしながら検討を進め、2022年度末までには結論を出すこととしたい。

#### 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

##### 5【総務省】

(14)統計法(平19法53)

(iv)住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公的年金の特別徴収における還付金の取扱いにかかる地方税法施行規則の改正

提案団体

大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。

具体的な支障事例

年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。  
還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。  
また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。  
なお、本市の還付対象は約 6,000 件(4月:2,000 件、6月:3,000 件、8月:1,000 件)あり、振込エラーは 100 件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

確実な口座情報を得ることで、振込エラー等の事務の煩雑さが軽減されるとともに、迅速かつ正確な還付金処理事務の推進につながる。また、市民が別途手続き等を行う必要がなくなり、市民サービスの向上につながる。

根拠法令等

地方税法施行規則第十条(別表(二)第十七号の二様式)  
地方税法第三百七条の三の三  
地方税法施行規則第二条の三の六

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、ひたちなか市、小川町、台東区、川崎市、海老名市、小千谷市、諏訪市、浜松市、島田市、蒲郡市、寝屋川市、南あわじ市、串本町、山口市、徳島市、高松市、八幡浜市、新居浜市、五島市、中津市、宮崎市

○当市では、毎年約 1,100 件程度の年金仮徴収の還付が発生し、還付口座が不明の人が多いため、まずは還

付通知書ではなく、還付対象者全員に還付発生の連絡通知と口座振替依頼書を送付し振込口座の確認を行っている。市県民税の当初通知書に口座振替依頼書を同封するため、準備期間が短いことや、振込口座の電話連絡の対応も件数が多く繁忙である。当市も、対象者から年金振込口座がなぜわからないかという質問を多く受ける。加えて、判明した振込口座の入力後(8月中旬)に還付が可能となるため、当初通知と還付までにかかなりの時間を要しその間振込はいつかとの問合わせも多い。事務の効率化及び、還付対象者の負担軽減、スムーズな還付のため、年金振込口座の情報提供が可能となる制度を希望する。

○毎年、公的年金の特別徴収分について還付が大量に発生する。還付金の振込先の口座情報の取得に郵便料、用紙及び封筒の消耗品代並びに印刷費用がかかり、事務も煩雑になっている。提案が実現すれば、還付該当者にとっても、請求書の記載等の労力がなくなり、負担軽減につながる。

○当市の仮徴収分の還付対象者のうち、還付先口座の確認依頼が必要となるものは全体の半数に及んでいる。年金受給者が現に年金給付を受けている口座情報を得ることができれば、還付先口座の確認事務が軽減されるとともに、振込エラーの発生を抑制することができる。また、市民にとっても手続きを行う必要性がなくなり、年金受給口座への還付により還付金の把握が容易になると思われ、市民サービスの向上につながると考えられる。

○当市の還付対象は平成30年度で約4,600件(4月:1,400件、6月:1,800件、8月:500件)である。当市では還付にあたって、過去に市税の還付を受けたことがある者、市税の口座振替をしている者については口座情報を照会することなく、当該口座に振り込む旨を通知の上で振込を行っている。上記に当たらない者は文書で口座照会を行うが、記載誤りや口座解約などのエラーを合計しても振込エラーは20件前後である。電話問い合わせについては、口座照会の記入方法を確認するものが大半である。年金振込口座の情報提供がされれば基本的に口座照会が不要となる。

○当市では、年金受給対象者に係る市税(料)の特別徴収において還付金が発生した場合、本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うにあたり必要な口座情報を把握していない場合は、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、返信ない場合は還付ができず還付未済金となってしまいうことも大きな課題の一つとなっている。

○当市では、年金特徴仮徴収分の還付が約3,800件(4月:1,600件、6月:1,800件、8月:400件)あり、振込エラーに関しては、疑問に思う点があれば過去の還付振込履歴等と照らし合わせるなどして最小限に抑えてはいるが、還付振込依頼書での記入不備(漏れ)や押印漏れによる返送件数が通常分の還付と比べ多いため、返送することにより還付の遅れや、再送がない場合もある。また、年金特徴仮徴収分は4・6・8月分と最大3回あるため、還付対象者の市民から「口座情報といった個人情報(毎年)何度も書かせないでほしい」、「年金から天引きした税金だから、年金の振込口座へ還付してほしい」等といった要望も多い。制度改正により、振込エラーを始め、不備による再送により還付の遅れや、再送が無く還付未済金となる件数の軽減など、手続きを減らすことや迅速な還付が出来ることから、市民サービスの向上が期待出来る。

○還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。なお、当市の還付対象は約700件あり、振込エラーは10件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。

○還付通知時に口座振込依頼書を送付しているが、記載誤りの確認作業や依頼書が返送されないことがあり、還付までの期間が長くなる場合がある。確実な口座情報を得ることで正確な還付処理事務ができ、還付未済の大幅な減少につながる。

○当市においても口座情報が把握できていないため、還付の手続きが煩雑になっている。

○当市においても、還付対象は約1,500件あり、対象者へ通知書と口座振込依頼書を郵送し返信を求めている。しかし、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっているだけでなく、対象者からは、「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。日本年金機構等から口座情報の提供を受けることが出来るようになった場合、口座情報を取得する手段、管理、取り込みに対するシステム改修費の発生や還付誤り等の可能性も考えられるが、提案内容と比較考慮した場合、制度改正は必要だと考えている。

○還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。なお、当市の還付対象は約3,000件(4月:1,100件、6月:1,800件、8月:100件)あり、振込エラーは数十件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。

○当市も同様に、還付処理を行う際、口座情報の確認に人的、時間的なロスが発生している。

○当市においても同様に口座情報を把握していないため、本人へ通知の上で還付を行っているため、同様の支障

がある。

○提案の実現により、当市においても還付通知への口座振込依頼書及び返信用封筒の同封、返信後の口座情報のシステム入力など、事務負担の軽減が見込まれる。また、返信用封筒に係る印刷製本費や通信運搬費の削減も期待できる。(※当市の還付件数…約 850 件)

○当市でも同様に昨年 1,153 件の還付が発生しており、対象者に還付先を問い合わせている。口座情報について返信を求めているが返信がない、振込エラーが発生するなど事務に支障をきたしている。また、他市同様「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせを何件かいただいている。

○年金受給対象者に係る住民税の特別徴収において、還付金が発生した場合、市から還付対象者へ通知のうえ還付金支払処理を行っている。市が口座情報を把握している場合は、その口座へ還付通知とともに還付金支払を行っている。しかしながら、口座情報を把握していない場合、還付対象者へ一旦、還付通知を送付し、口座情報の連絡を受けた後に還付金支払処理を行っている。また、還付通知を送付してもなかなか返信がない場合は、再通知等を行うなど事務負担が大きくなっている。

○還付未済者に勧奨状や請求書を発送しており、その事務負担が大きい。

対象者本人の口座情報記載誤りにより振込不能となることも多く、その対応にも労力を要している。

○還付金が発生する方で振込口座が不明の方については、過誤納金還付通知を送付し、口座振込依頼書を提出してもらうようにしているが、返送がなく還付できない場合がある。

○当市の対象件数(平成 30 年度)は 2,824 件(仮徴収4月分:1,017 件、6月分:1,386 件、8月分:421 件)

○毎年4月6月分の仮徴収分にかかる年金特徴の還付を7月下旬に合わせて発送している。

約 2,000 通発送して既に口座登録をして頂いている方が 600 人程で残りの 1,400 人に対しては振込口座の登録用紙を同封しているが、対象者がご高齢の為、記入誤りが多々発生して振替金融機関からの口座記入誤りの指摘がある。この時期、毎年約 30 件の振込が出来ずにいて、正しい口座番号の聞き取りも困難な場合があり確認作業に手間取っている。

口座番号が事前に分かれば、口座記入用紙と返信用封筒の同封作業も要らず、印刷と郵送経費も少なく済む。さらに事後の事務処理がスムーズに行える。

○当市の還付件数は多いときで月 200 件程度。

○当市においても同程度の件数の還付対象があり、通知発送後に対象者より「年金を受け取っている口座に還付してほしい」という要望の問い合わせもある。

○当市においても、個人市民税・府民税納税通知書(当初課税分)の送付後、還付通知書を送付しており、4月分:約 7,500 件、6月分:約 10,000 件を送付している。提案内容としては、受給者が年金支払報告書の様式に記載した口座情報を日本年金機構より提供を受けることで、市町村が対象者に口座情報の確認を行う事務が無くなり、一定事務の軽減となる。日本年金機構から提供された口座情報を用いる場合、税務事務システムの課税側のサブシステムに連携される還付対象者情報を還付処理に結び付け、過誤納データ作成時に口座情報を連携し支払いを行い、還付通知のみを作成する処理に改修を行うことで事務の効率化が望めるものの、改修が課税・収納の各サブシステムに及ぶことから、大規模な改修となる可能性があり、予算の確保が懸念される。

○当区においても、仮徴収分にかかる還付件数が、約 1,000 件程度ある。税務部門が口座情報を得ることで、振込エラーに対する対応が早くなり区民サービス向上につながると思われる。

## 各府省からの第 1 次回答

ご要望については、以下の状況を踏まえると、実現は困難と考えている。

○扶養親族申告書については

(ア) 年間の支払年金額一定額以上(65 歳以上は 158 万円以上)の者にしか送付されていないこと

(イ) 令和2年分より基礎控除・公的年金控除のみの適用者は提出不要となること

(ウ) 確定申告を行うといった理由で一定数の未提出者が存在すること

から住民税の特別徴収対象者とはその対象者の範囲を異にしている。

○扶養親族申告書の提出時点では翌年に特別徴収の対象者となるか、さらに実際に還付が発生するかどうか不明である(実際に平成 31 年分の住民税の特別徴収対象者数は約 300 万人であるのに対し、同じく平成 31 年分扶養親族申告書の送付件数は約 835 万件となっている)。

○様式を変更し、一律に同意欄を設けチェックさせることは、年金受給者にとって新たな負担となり得る。(申告書の様式について、過去個人番号制度の導入時に様式を変更したところ、新しい様式に不慣れで提出が遅れる者が多発した経緯がある。)

なお、仮に還付対象となった場合でも、受給者からの扶養親族申告書の提出時期、年金支払者の公的年金等支払報告書の提出時期、実際に還付が発生する時期はそれぞれ異なっており、扶養親族申告書の提出後や年金支払者が公的年金等支払報告書を提出した後に受給者が年金受取口座を変更していることも考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今年度は、4月分還付金として5,800件の還付通知を発送し、2週間で約2,900件の還付金振込依頼書が返送された。この間に、口座登録業務等、担当2名に対し時間外勤務が約150時間発生した。また、「年金から天引きしているのになぜ口座情報を知らないのか」等のクレームを含む約350件以上の問い合わせにも対応している。

さらに、事前に口座登録のあるものも含め、約4,800件振込処理をし、約60件が振込不能となり、口座情報の調査に時間を要している。

今回、実現が困難である理由の1点目として、特別徴収の対象者とは、範囲を異にしているとあるが、重複する者も一定程度見込まれるため、仮にその還付対象者の口座情報を得ることができれば、口座登録業務等の時間削減が期待される。また、振込不能も発生しない。還付を受ける市民においても、手続きが不要となり、問い合わせの件数も減少することが考えられるため、対象範囲が異なっても効果は大きいと考えている。

2点目については、情報提供を受けた口座情報は、還付が発生したときのみ使用するものと考えているため、可能な限り情報を提供していただいて問題ないと考えている。

3点目として、年金受給者に対し様式変更が新たな負担になるのであれば、様式を変更するのではなく、年金受取口座の情報を自治体へ情報提供できるような法改正も検討していただければと考えている。また、新たな負担が発生するとしても、それ以上に、見込まれる効果(市民サービスの向上や事務負担の軽減)が大きいと考えている。

他の市町村も同様の問題を抱えており、この提案が実現すれば、業務改善及び時間外勤務の削減により、働き方改革の推進にも寄与するのではないかと考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【海老名市】

扶養親族申告書の様式に追加する件については理解したが、年金振込口座指定時に当該口座を還付口座とすることの同意を得る等、検討を進めていただきたい。

### 【寝屋川市】

当該提案事項は、市区町村の事務の効率化を図ることができるものであり、また、年金受給者の方にとっても口座振込同意欄にチェックを記入するのみで、今後年金受給者の方に還付が発生した際、市と年金受給者の方との間で執り行われる事務作業との煩雑さを比較すると、著しい負担軽減になると考えます。

なお、「受給者が年金受取口座を変更している場合…」という懸念も、市と年金受給者の方との間における事務作業にあっては常にその可能性はあるため、現状と同様個々に対応していくこととなり、当該提案事項そのものが年金受給者の方に不利益を及ぼすものではないと考えます。

当該提案事項について改めて前向きに検討していただきたく要望いたします。

### 【五島市】

年金仮徴収分にかかる還付については、どこの市町村においても対象者の口座情報を把握していない場合、対象者に通知書と併せて口座振込依頼書を送付し、還付完了までかなりの時間を要し、件数も多いため業務が繁忙となり苦慮しています。各市町村自治体が日本年金機構等からの年金受給口座情報の提供を受けることが可能となれば、対象者への速やかな還付が見込まれ、各市町村自治体にとっては事務の効率化と経費削減が見込まれることから当市においても今回の提案を希望しています。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

今回の提案については、以下の問題があると考えます。

本件提案の実現にあたっては、個人情報保護法等の規定に鑑み、「市町村に口座情報の提供を行うこと」と、「仮に還付が生じることとなった場合においては、当該口座に税を還付すること」について、納税者である年金受給者から事前に了承を得る必要がある。

扶養親族申告書を用いて本同意を取ろうとする場合、特別徴収の対象とならない者を含む大勢の高齢の年金受給者に対し、地方税制度や還付の仕組み等について説明し、内容について御理解をいただいた上で同意を

得ることが必要である。しかし、年金支払者にとって地方税関連業務は本来業務でないことを踏まえると、年金支払者がこうした一連の作業(年金受給者本人に情報提供の目的を説明し、同意を得る)を、限られた期間内に、大量かつ適切に処理することは極めて困難である。

また、仮に上記の手法により本人の同意を取り、年金支払者が市町村に、同意を得た者の口座情報を提供したとした場合、特別徴収の対象とならない者や、特別徴収の対象者であっても実際に還付が発生しない者に係る情報も多数存在することが見込まれるため、結果的に還付事務に不要な多くの口座情報を市町村に対して提供することとなりかねない。

機微な個人情報である口座情報を事務に必要な範囲以上に提供することは、個人情報保護法等の規定(個人情報の保有については、事務に必要な場合に限り、収集の目的をできる限り特定しなければならない)から判断しても、問題となり得るものと考えている。

以上のことから、ご提案の実現は困難と考えている。

#### 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

—

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方議会議員選挙の立候補届に必要な添付書類の見直し

提案団体

兵庫県、播磨町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていないため、届出時において容易に住所が確認できるよう立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けること。  
虚偽による立候補届を行うことを抑止し、住所に疑義のある立候補届のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないため、立候補者に住所等の届出内容が真実で、住所要件を満たしている旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること。

具体的な支障事例

【現状】

公職選挙法により、地方議会議員の被選挙権は同一自治体内に引き続き3ヶ月以上居住することが要件とされている。しかし、立候補届に必要な書類として住民票は規定されておらず、客観的に住所を確認する資料がない状況にある。

＜立候補届に必要な書類＞

(1)届出書、(2)供託証明書、(3)宣誓書、(4)所属党派証明書、(5)戸籍の謄本又は抄本

【支障事例】

町議会議員選挙において、県内に住所を有していないにも関わらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、「立候補届出の受理に当たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せず、開票に際し、選挙会において被選挙権の有無を決定すべき」とする最高裁判例(1961年)から、住所の記載内容に疑義があっても受理せざるを得ない。

立候補届受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認されれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として取り扱うこととなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住所要件を満たさず被選挙権がない者からの立候補を抑止することにより、無効投票を最小化できる。

根拠法令等

・公職選挙法第68条第1項第5号、  
第86条の4第4項  
・公職選挙法施行令第89条第2項第1号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、松原市、神戸市、宝塚市、南あわじ市、高松市、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市

—

## 各府省からの第1次回答

地方議会議員の被選挙権については「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有すること」が要件とされているが、これは居住実態で判断されるべきものである。加えて、都道府県の議会の議員の選挙においては、同一都道府県内の移転の場合、住民票の添付のみでは必ずしも被選挙権の確認ができない場合がある。こうした点に留意は必要であるが、提案については、立候補届出における不実の記載の抑止等において一定の効果があるとも考えられるため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県提案の法改正により、住所要件を満たさない立候補届を行うことの抑止につながることで、また、類似の事案が他の選挙でも発生し安定的な選挙の管理執行の観点から看過できない状況であることから、早急に検討の上、制度を見直していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【高松市】

立候補届出の際の添付書類として住民票が追加されることにより、形式的に住民票から住所の確認ができる。都道府県の議会の議員選挙においては、同一都道府県内の移転者については判断ができないケースも想定されるが、住民票に記載された住定日、住定届出日、前住所地などにより得られる情報は多く、現行制度と比較すれば被選挙権を有しない者への投票による無効票の削減には有益であると考えます。

### 【五島市】

居住実態で判断されるべきとありますが、居住実態の調査については、住民基本台帳法第34条に基づき実施されるものであり、自治体が把握する居住実態は、住民基本台帳に反映されているものであると考えます。なお、地方議会議員の被選挙権の要件である選挙権の有無を判断する、選挙人名簿も住民基本台帳を基に調整しているため、住民票の添付は、立候補要件の確認に有効なものであり、虚偽の届出防止の観点から必要であると思慮します。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

提案については、虚偽による立候補届出の抑止等において一定の効果があるとも考えられるため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。

## 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

#### (5)公職選挙法(昭25法100)

(iii)地方議会議員の選挙における候補者の立候補の届出(86条の4第4項)については、効率的な事務の実施に資するよう、9条2項及び3項に規定する住所に係る要件に関し、立候補の届出時の添付書類の見直し等必要な措置を講ずる。

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

選挙運動自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法及び同施行令に規定されている選挙運動用自動車の使用可否の判断における「乗用の自動車」に関する基準を明確にすること。

とりわけ、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合においても、自動車の実体及び形態等により選挙運動自動車としての使用可否が異なるため、これらの実体及び形態等に応じた具体的かつ詳細な判断基準(ガイドライン等)を示すこと。

具体的な支障事例

選挙運動用自動車は、公選法第141条第6項により、「政令で定める乗用の自動車」に限って使用可能とされているが、これは車検証の用途欄表記にかかわらず、身体障害者用に改造した特種用途自動車等、実体的に乗用と見なされるものであれば使用可能とされている。一方、同じ特種用途である放送宣伝車については、同法同条第1項に「構造上宣伝を主たる目的とするもの」は使用不可と明記されているため、市選管では候補者等にこの旨説明していた。

しかし、平成31年4月市議会議員選挙の際、「乗用としての使用があれば放送宣伝車も選挙運動に使用できる」との見解が国から得られたので、同自動車を選挙運動に使用する準備を進めているが、今まで認められていなかった放送宣伝車の使用は本当に可能かとの問い合わせがあった。

本市選管としては、東京都選管とも協議を重ねたが、「乗用」の判断基準が明らかでない中で、構造上宣伝が主たる目的と思われる放送宣伝車の使用は認められないとの意見で一致した。この間、国に対しても、その判断基準を明らかにすることを再三求めたが、結局明確な回答は得られず、最終的に当該候補者は同自動車の使用を見送った。

このことについて、市選管では、国、都及び警視庁への確認に相当の時間を費やし、当該候補者も、長期間選挙運動用自動車を準備できない不利益を被った。また、「乗用」の判断基準が不明なまま使用した場合には、違法な選挙運動として取締対象となる恐れもあった。選挙運動用自動車に関して、「乗用」を市選管が個別に判断することは不可能であり、その判断基準を伴わない国の見解はあいまいで、かえって現場に混乱を招いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

選挙運動用自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準を明確にすることは、候補者における円滑な選挙運動の準備・実施を可能とするだけでなく、公選法及び同施行令に基づき候補者に助言等を行う選挙管理委員会並びにその取締を行う警察本部等、実際に選挙の適正な管理・執行を担っている現場における混乱の解消につながるものである。

特に、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合にも、自動車の実体及び形態等に応じた具体的かつ詳細な判断基準(ガイドライン等)があれば、候補者からの問い合わせに対しても、選挙管理委員会及び警察本部等において明確かつ迅速な回答をおこなうことができ、誤った解釈等により取締対象となる危険性も軽減できる。

## 根拠法令等

公職選挙法第 141 条第 1 項  
公職選挙法第 141 条第 6 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、川崎市、甲斐市、松原市、高松市、新居浜市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市

○市議会議員及び市長の選挙において立候補予定者への説明会を行う場合においても、本件については法律の規定が非常にわかりにくく、説明にも苦慮している。

○平成 31 年 4 月の市議会議員選挙の際、候補者から「軽トラックの荷台を覆って選挙運動用自動車として使用してよいか」との問合せがあり、「乗用としての使用」の判断に迷った。都道府県選管とも協議したが、「乗用」の明確な判断基準がないため、候補者への回答に日数を要し、立候補準備に支障を来した。

○市議会議員選挙の際に、三輪スクーターを使用したいとの相談があり、県選管と市選管の見解が異なった事例があった。市選管では、軽自動車届出済証に「軽 2 輪側車付」との記載があることから、道路運送車両法では「側車付軽 2 輪」として扱われるため、2 輪車として使用できるとの判断をし、県選管と意見の一致をみたが、公職選挙法施行令の記載が複雑で解りにくく、候補者にとっても選管職員にとっても判断に苦慮している。

## 各府省からの第 1 次回答

選挙運動のために使用できる自動車は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 141 条第 6 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 109 条の 3 に規定しているところ。

なお、同条第 1 項第 1 号の乗用自動車は、一般に自動車検査証又は軽自動車届出済証に「用途」として乗用の旨が記載されているものであるが、自動車検査証又は軽自動車届出済証に「用途」として乗用の旨が記載されていない場合であっても実体的に乗用とみなされるものであれば含まれるものと解されている。

どのような場合に乗用とみなされるかについては、個別具体の事実即して判断されるべきものであり、網羅的にガイドラインを示すことは困難であるが、疑義のある場合には、これまで同様、法解釈について個別に助言してまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

選挙運動のために使用できる自動車に関してどのような場合に乗用とみなされるかについて、「疑義のある場合には、これまで同様、法解釈について個別に助言してまいりたい。」とのことであるが、今回の提案は、車検証上特種用途である放送宣伝車に関してどのような場合に乗用として判断されるかを個別に総務省に問い合わせたものの、明確な助言（回答）がなかったことを端緒とし、これによって生じた候補者、選挙管理委員会及び警察本部等における支障や混乱の解消を目的としている。よって、まずもって当該疑義に対する回答を明示されることを再要望する。

そのうえで、確かに、選挙運動用自動車としてどのような場合に乗用とみなされるかについては、最終的には個別具体の事実即して判断されるべきだが、公職選挙法を所管する総務省においては、本来、その前提となる法解釈やそれに基づく判断基準について主体的に明示・周知したうえで、必要に応じて各自治体に助言されるべきである。

また、現行の総務省の個別対応では、他自治体の事例を関知できず、全国の選挙管理委員会において選挙の適正な管理・執行に活用する観点や、候補者間の選挙運動における公平性を確保する観点からも、統一的な法解釈やそれに基づく判断基準を踏まえた具体的な事例を全国的に共有することは極めて重要である。

したがって、個別具体の事実即して判断するにあたっての前提となるこれまでの法解釈を改めて整理したうえで、仮に網羅的でなくても、候補者、選挙管理委員会及び警察本部等において参考となる選挙運動用自動車の使用可否に関する一定の判断基準と個別具体の事例を通知により示す等必要な措置を講じられたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【川崎市】

実際に支障を来した事例を踏まえ、網羅的にガイドラインで示すことが困難という状況が改善されるよう制度改正も含めた検討をしていただきたい。

**【高松市】**

様々なケースが想定されるため網羅的なガイドラインを示すことは困難であることは十分理解できるが、個別具体の事実に即して判断する材料としての一定のガイドラインを示されることにより、選管が候補者からの問い合わせの対応に苦慮し候補者の準備に支障をきたすことも減ると考える。

**全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見**

**【全国市長会】**

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

**各府省からの第2次回答**

選挙運動のために使用できる自動車は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条第6項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第109条の3に規定しているところ。

これらの規定に該当するか否かについては、個別具体の事実に即して判断されるべきものであることから網羅的なガイドラインを示すことは困難であるが、全国的に周知する必要性が認められる内容については適時周知するとともに、疑義のある場合には、各選挙管理委員会の個別具体の判断に資するよう、過去の類似する実例等を踏まえた適切な助言に努めてまいりたい。

**令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容**

—

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

211

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における適切な情報提供

提案団体

神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。  
また、データ標準レイアウト改版は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。

具体的な支障事例

令和元年7月版データ標準レイアウト改版において、情報連携開始時期が事前調整なく6月中旬に前倒しされた。

データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。

また、7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバー制度に係る事務が自治体側の実務を考慮したスケジュールとなることで、自治体の負担軽減が期待できる。

また、データ標準レイアウト改版が早期に確定することで、適正額での予算調整が可能となる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、熊谷市、桶川市、八王子市、平塚市、福井市、越前市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、兵庫県、神戸市、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市

○データ標準レイアウト改版の仕様確定が遅いため、ベンダーのシステム改修の設計・見積が遅くなりがちである。そのため、自治体の予算措置も遅くなる。データ標準レイアウト関連様式をエクセルではなくシステム化し、自治体やベンダーが把握しやすくすべきである。エクセルのままでは見辛しいし把握漏れが出る可能性がある。また、個別にQ&Aで出した仕様内容は必ずデータ標準レイアウト関連様式に追記・反映させるべきである。

○データ標準レイアウト改版では、自治体において、改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になる。改版内容が早期に確定されないと、情報連携開始までの作業期間が確保できず、確実な対応が行えない可能性が生じる。

○データ標準レイアウトの修正はメール等で周知されないため、自治体側が能動的にデジタル PMO を確認する必要があり、対応が遅れる可能性がある。自治体の予算要求時期を考慮して、年次改版時期を年度後半にするよう抜本的な見直しを要望する。

○7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、他の事業予算を削減してシステム改修に要する必要最小限の経費よりも多くの額を見込み額として計上せざるを得ず、市の政策的な投資に対して影響が生じている。

○データ標準レイアウトの改版に際しては、改版内容の度々の変更が自治体のシステム改修において負担となっている。また、改版に伴うテストの円滑な実施のためには、より早期の方針決定及び情報発信が望まれる。

○情報連携開始が前倒しになったことにより、精査や改修作業の時間が短時間となり、負担額、実改修作業ともに調整が難しかった。

データ標準レイアウト改版の内容が確定していないため見込みで予算措置を行うことになるため、改修内容が大きくなった場合の調整に苦慮している。

○データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。

○本市においてもデータ標準レイアウト改版において、短期間でシステム改修や、機関間テストを行う対応が必要となるなど、負担が大きい。

○データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。

#### 各府省からの第1次回答

##### 【内閣府】

マイナンバー制度に関する実務が円滑に進むよう、今後とも、データ標準レイアウトの改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めるなど、地方自治体への十分な情報提供を図って参りたい。

##### 【総務省】

データ標準レイアウトの改版に当たっては、通常、改版実施の前々年の1月にβ版を公開し、十分な期間を設けて、地方自治体から意見を聴取している。さらに、提出された意見を踏まえた修正を行った上で、改版実施の1年前の7月に確定版を公開し、地方自治体がシステム改修の準備に支障が生じないようにしている。このように、データ標準レイアウトの改版については、これまで、地方自治体の意見を丁寧に聞き、十分な時間を確保して行ってきたところである。

平成30年の年次改版においては、改版の実施日を7月2日としたところであるが、令和元年の年次改版の実施日については、福祉関係事務に支障が生じないようにするため、地方自治体及び制度所管府省から前倒しするよう要請を受け、関係機関にて協議の結果、6月17日頃に前倒しすることとし、平成30年8月6日に地方自治体に連絡したところである。

このように、令和元年の年次改版の実施日の前倒しについては、地方自治体及び制度所管府省からの前倒し要請という特別な事情によるものであり、今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていないところである。なお、令和2年の年次改版の実施日の事前連絡については、地方自治体の予見可能性をさらに高める観点から、平成30年より1か月前倒しし、7月8日に地方自治体に連絡をしたところである。

今後とも、データ標準レイアウトの改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めてまいります。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

データ標準レイアウト改版の内容については十分な期間を設けて地方自治体に意見聴取が行われているものの、令和元年度の改版実施日の前倒しについては、副本登録期間が短縮されることにより地方自治体の負担が増えるにもかかわらず、地方自治体への意見聴取等を行うことなく、一部の地方自治体（及び制度所管府省）による要望をもとに決定された。

本件提案の趣旨としては、地方自治体に影響があるようなマイナンバー制度の見直しを行う際には、地方自治体に意見聴取等を行って実務が円滑に進むかを検討した上で導入していただきたいというものである。令和元年度の改版実施日前倒しのような各団体の負担増となる変更を行う場合には、意見聴取を行わずに決定されることで実務上支障が生じるおそれがあるため、「可能な限り迅速な情報提供を行う」だけではなく、必ず事前に地方自治体への意見聴取（照会）等も行っていたいただきたい。

また、次年度データ標準レイアウトの確定時期について、平成 30 年度改版においては6月末にレイアウト確定とアナウンスされていたが、8月 16 日まで確定しなかったことにより予算編成に影響があった。令和元年度は7月1日に確定されているが、確定後にレイアウトの変更を行わないようにするとともに、次年度以降も6月末には確定していただきたい。

さらに、「今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていない」とあるが、「福祉関係事務に支障が生じないよう」時期を前倒したことと同様に、本提案でお伝えしている支障事例を改善するため、年次改版の適切な実施時期については継続的に検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【五島市】

今後とも、マイナンバー制度に係る自治体側の実務を考慮した迅速な情報提供等をお願いしたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

令和元年の年次改版の実施日の前倒しの検討に当たっては、前倒しに伴い最も影響を受けると想定された地方税情報の副本登録について、総務省から各自治体の税務部局に対応の可否の照会を行うとともに、内閣官房から福祉関係事務の制度所管府省に対して前倒しによる支障の有無を確認し、自治体中間サーバーのシステム及び回線の一部を設置・管理する地方公共団体情報システム機構の意見も聞いた上で、その結果を踏まえて6月 17 日頃に前倒しすることを決定したものである。

このように、上記前倒しの検討に当たり、内閣官房及び総務省としては、自治体も含めた前倒しによる影響が大きいと考える者に対する確認に努めたと認識しているが、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携には多くのシステムが関係し、自治体における所管部局も多岐にわたることから、今後、改版実施時期を大きく変更する場合には、自治体内の関係部局になるべく広く意見を聞くようにしてまいりたい。なお、支障事例にあるデータ標準レイアウトの年次改版の時期の後ろ倒しについては、上記のとおり関係機関が多岐にわたることから、慎重に考えるべきと認識している。

次年度データ標準レイアウトの確定については、情報連携を行う事務と特定個人情報を所管する省庁からの改版要望を基に、データ標準レイアウトの確定版を自治体のシステム改修に支障がないよう、改版の1年前の7月（本年度は7月1日）に公開している。情報連携に支障をきたすようなシステム上の不備が判明し、やむを得ずデータ標準レイアウト確定後の変更を行う場合もあるが、その場合にあってはデータ標準レイアウトの変更についてデジタル PMO の掲載だけでなく、本年度からメールでも周知を行うなど接続機関の支障が最低限となるようにしている。いずれにしても接続機関からの意見を踏まえつつ、改版要望を行う制度所管府省との連携をより緊密にすることで、確定版の公開後修正が生じることのないよう努めてまいりたい。

今後も実際に情報照会・情報提供を行うにあたり、接続機関による協力が不可欠となることから、自治体の各部局におかれても、引き続き改版作業に協力を賜りたい。

#### 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

##### 5【総務省】

(24) マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務

情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。

（関係府省：内閣府）

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。

具体的な支障事例

【現状】

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「KISTEC」)では、大型研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これまで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待される、KISTEC発のベンチャー企業の創出及び成長支援を行ってきた。

【課題】

KISTECには研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手となる役割が期待されているが、運営費交付金等の財源が限られている中でその役割を果たすには、ベンチャー企業等を通じた社会還元が有効な手段として考えられる。また、外部資金の安定的確保についても保証がない現状では、出資の還元による自主財源の拡充が必須となっている。

しかしながら、現行法の枠組みでは、国の独立行政法人(研究開発型)における出資は認められているにもかかわらず、地方独立行政法人(研究開発型)による出資は認められていない。

そのため、出資によるベンチャー企業等への支援を行うことができず、地域におけるイノベーション創出を行う上で大きな障害となっている。

なお、地方独立行政法人である公立大学法人については、平成28年度に国立大学法人と同様に投資が可能となるよう法改正が行われている。

【解決案】

地方独立行政法人(研究開発型)による出資業務が可能となるように、地方独立行政法人法を改正する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

ベンチャー企業を通して研究成果が社会に還元され、イノベーション創出に寄与する。その結果、ベンチャー企業の成長につながり、出資元へ利益が還元される。それにより、KISTECの自主財源の充実が実現し、更なる研究開発力の強化という好循環な環境が構築される。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

今回の御提案については、地方自治体のニーズを踏まえ、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出資の制度を勘案しつつ、検討を進めてまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、試験研究を行う地方独立行政法人であるKISTECの業務に、新たに出資業務及び株式・新株予約権の取得・保有を追加することである。ベンチャー企業への出資が可能となることで、企業の成功時における利益の還元が期待でき、中長期的な収入源を確保することにより、研究開発力の強化・プロジェクトや研究の進展につながり、イノベーションの創出を促進することができる。

すでにKISTECと同様の機能を備える国立研究開発法人においては、ベンチャー企業に対する出資が認められており、株式・新株予約権の取得及び保有が可能となっている。その結果、自主財源を獲得することにより、国のイノベーション創出力の増強に結び付いている。今回試験研究を行う地方独立行政法人においても、国立研究開発法人と同様の事務が可能となるように法改正を求めるものである。

現在KISTECが支援している二つの有望な研究において、令和3年度にベンチャー企業の設立が予定されている。そのため、今後の法改正に向けたスケジュールをお示し願いたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案団体は令和3年4月からの出資を予定している。こうした状況を踏まえ、今後の検討の方向性やスケジュールについてお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

現行制度でも、国立大学法人・公立大学法人と同様、試験研究を行う地方独立行政法人においても、地方独立行政法人法第21条第1項第1号に定める業務の範囲で、試験研究を行う地方独立行政法人発のベンチャー企業等を想定し、当該業務の対価として現金に代えて新株予約権を含む株式等を受け入れざるを得ない場合には、株式等を取得することは可能と解する。

ただし、新株予約権を行使した場合など、株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切ではないことから、換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められるが、取得した地方独立行政法人発のベンチャー企業等の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招くおそれがある場合といった特段の事情がある場合には保有し続けることは可能と解する。

提案内容のうち現行制度での対応が難しい部分については、上記を受けての提案団体における具体的な出資等の内容及びそのスケジュールを踏まえ、スケジュールを含めて具体的な検討を進めてまいりたい。

## 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

5【総務省】  
(13)地方独立行政法人法(平15法118)  
(i)試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。  
(地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)

具体的な支障事例

## 【現状】

公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。

## 【支障事例】

以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受ける必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。

不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。

上記のとおり、議会の議決が2度必要なため、事務負担が過大となっている。また、当該事案に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の事務負担の軽減及び事務の効率化が図られる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条  
地方独立行政法人法施行令第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、富山県、長野県、名古屋市

—

各府省からの第 1 次回答

地方独立行政法人の定款変更の手続きについては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 8 条第 2 項において、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会の議決に係らしめており、また、従来、地方公共団体が直接執行している公共性が高い業務を切り離して行わせることになるため、適正な運営を確保する必要性が高いことから、設立団体以外の者による一定のチェックという意味で、総務大臣等の認可に係らしめている。

その上で、同項において、政令で定める軽微な変更は、議会の議決並びに総務大臣等の認可が不要とされているが、この場合の軽微な変更とは、従たる事務所の所在地の変更や、地方公共団体や所在地の名称の変更等とされており（地方独立行政法人法施行令第 2 条）、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するものである。

不要財産の納付による定款変更については、法人の財産的基礎に係るものであり、①地方独立行政法人は、業務を確実に実施していくために必要な資本金あるいはその他の財産的基礎を有しなければならないこと（法第 6 条第 1 項）、②地方独立行政法人を設立し、法人を適正に運営するために様々な権限を有している設立団体たる地方公共団体の位置付け・性格に鑑み、設立団体たる地方公共団体が地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上を必ず出資しなければならないこと（同条第 3 項）と規定しており、従たる事務所の所在地の変更等と同等の軽微なものと位置付けることなどにより現行の手続きを簡素化することはできない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

設立団体の長が不要財産の納付の認可を行う際は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 42 条の 2 第 5 項により、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないとされており、一定の手続きを行った上で認可している。

このため、法第 8 条第 2 項において定款を変更する際、議会の議決及び大臣認可が必要とされる理由として挙げられている、「設立団体の意向の反映」や「適正な運営を確保するための設立団体以外の者による一定のチェック」については、上記手続きによって担保されていると考える。同様に、法第 6 条第 1 項、第 3 項において定められている法人の財産的基礎に関する規定のチェックについても、担保されていると考えている。

また、政令等で定める軽微な変更については、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するものであることは理解している。不要財産の納付による定款変更と、所在地の変更等による定款変更を同等の位置づけとすることを求めている訳ではなく、一定の手続きを経て認可され、法人の性格や業務内容等への影響に関してチェックを受けている不要財産の納付について、定款変更に係る手続きを簡素化することを提案しているものである。

以上を踏まえ、再検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○設立団体以外の者による一定のチェックを行うとしても、それが大臣認可でなければならない理由をお示しいただきたい。

○議会における実質的な議決という観点から、不要財産納付認可時と定款変更時の、二度の議会の議決は必要なのではないか。  
○他に、今回の提案における支障を解消する方法があれば、お示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

地方独立行政法人の定款は同法人の基本的事項を定めるものであり、その大臣等による認可については、従来、地方公共団体が直接執行していた公共性の高い業務を切り離して行わせている地方独立行政法人の適正な運営を確保する必要性が高いため、設立団体以外の者による一定のチェックを行うとともに、地方独立行政法人制度を所掌する立場により制度の統一的な運用を確保する観点から必要とされるものである。類似の制度（地方三公社）においても同様の構造になっており、大臣等による認可を省略・簡略化することは難しい。なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）による改正で設けられた地方自治法第245条の3第5項においては、自治事務の処理に対し認可等の国又は都道府県の関与を要することとすることのないようにしなければならぬとしつつ、地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合については、例外的に国又は都道府県の認可等の関与の必要性を認めており、地方独立行政法人の設立及び定款の作成・変更の認可はこの考え方も整合するものである。不要財産の納付に当たっては、特定の財産の納付について議会の議決を求めるものであるが、不要財産の納付を契機とした定款変更に当たっては、当該不要財産納付が法人の基本的事項全体に与える影響を踏まえて、設立団体の意向を定款に適切に反映させる観点から、議会の議決を求めるものである。両議決は、その趣旨を異にするものであって、一方の議決を経たことをもって他方の議決を省略することは難しい。しかしながら、不要財産納付に係る議決と定款変更の議決について、各団体の判断により、同時に上程することについて問題はないと考える。ただし、定款変更の施行日は納付のあった日以降になるよう留意する必要がある。多くの団体がこのような運用をしていると承知しているが、この旨周知してまいりたい。

## 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

(13)地方独立行政法人法(平15法118)

(iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

(関係府省:文部科学省)

[措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

234

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 6 号に基づく随意契約によって調達できる業務の拡大

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 6 号における「建築物の設計」の文言を建築物に限定しない「設計業務」に改め、随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。

加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成 7 年 12 月 8 日自治省告示第 209 号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。

なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に対応する部分の文言は「design contest」＝「設計コンテスト」となっており、建築物に限

具体的な支障事例

当県では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下、特例政令という。）の適用を受けるシステム構築に係る業務委託を、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達しましたが、発注に当たり、時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を作ろうにも高度に専門的な知識を要するため、システムに精通していない一般の職員では作成が難しく、システム構築による充実した行政サービスの提供が満足になし得ませんでした。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案対象となる特例政令第 11 条第 1 項第 6 号のうち、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成 7 年 12 月 8 日自治省告示第 209 号は、提出された具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案を選定するコンテスト形式、いわゆるコンペ方式を想定したものと思われます。

今回の提案により、特例政令の適用を受ける建築物に限定しない「設計業務」について、最も適切な想像力、技術力、経験などを持つ設計者を選定するプロポーザル方式というコンペ方式と類似の審査手続による調達を可能としたいと考えています。

設計業務は一般的に、その設計内容や設計の結果が目に見える形になっているわけではなく、設計者によって差が生じます。よって、契約金額が安くても設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質は得られません。

プロポーザル方式の審査手続によれば、民間の高度な知識やアイデアを生かした提案の中から相手方を選定することができ、職員の仕様書作成に要する業務量の軽減や総合的に優れた内容の契約締結、ひいては民間の提案を活かした高度なシステム構築による充実した行政サービスを提供することが可能となります。

## 根拠法令等

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令 372 号)第 11 条第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第1項第6号に規定する総務大臣の定める要件を定める件(平成7年 12 月8日自治省告示第 209 号)

〈参考〉

政府調達に関する協定を改正する議定書第 13 条1(h)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、熊本市

○システム構築等業務の調達に関しては、高度な知識・技術、創造性、構想力等が必要とされ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける場合であっても、プロポーザル方式での調達の必要性がある。

○ システム構築など高度に専門性を有する案件は、自治体が仕様書を作成し競争入札に付すよりも、業者から提案をいただいたものを審査し優れた提案を行った者と契約した方がより高い成果が期待できる場合がある。

## 各府省からの第 1 次回答

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令 372 号)(以下、「地方特例政令」)は、平成7年の政府調達に関する協定(以下、「政府調達協定」)及び平成 26 年の政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された政府調達協定(以下、「改正政府調達協定」)を実施するために地方自治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項を定めた政令である。

地方特例政令第 11 条第1項第6号については、政府調達協定 15 条1(j)(現行は改正政府調達協定第 13 条1(h))を受けて規定されたものである。当時、都道府県等(政府調達協定付表2機関)による調達に関連した当該協定は、建設に係る設計が対象と説明されており、当時の質疑応答においても当該提案と同趣旨の質問に対して「この規定は建築物の設計を目的とするものに限られるものであり、質問の事例(情報処理システムの開発等)はいずれも該当しない」と明確に回答されていることもあり、当該規定について建築物の設計以外を対象とすることはできない。

(なお、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年 12 月8日自治省告示第 209 号は、プロポーザル方式を排除していない。)

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県においては、高度な専門性を求められるシステム設計の調達契約を地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により、随意契約(プロポーザル方式)で行っている。しかし、特定調達契約である場合には、地方特例政令第 11 条第1項第6号の要件が「建築物の設計を目的とする契約」に限定されているため、同方式によることができない。

当時、政府調達協定は建築物の設計を目的とされるものに限られると説明されたとのことだが、改正政府調達協定第 13 条第1項(h)においては「建築物の設計」と限定する文言はないことから、あえて限定されるに至った合理的な理由を示されたい。なお、仮に平成7年当時の「設計コンテスト」が社会通念上「建築物」に関するものを想定していたとしても、現在では調達機関が調達する設計は、システムに係るものをはじめ当時に比して多様化し、状況は変化していると思料する。

加えて、「建築物の設計」に限らずシステムの設計を含めたとしても、改正政府調達協定第 13 条第1項柱書きのただし書きには抵触しないと思われる。仮に、プロポーザル方式が外国企業にとって不利な要素を孕むならば、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」に一定の要件を付すことも懸念の解消策として考えられる。本県では、プロポーザル方式による場合も、費用の上限額を設け、限られた予算の中で最大限の品質確保を目指している。本提案は、調達契約が自治事務であることも踏まえ、自治体の責任において、一般競争入札と随意契約の選択の幅を広げることを求めるものであり、調達契約業務の効率化及び質の向上という観点から、提案内容について再度検討いただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

地方特例政令は、平成7年の政府調達に関する協定及び平成26年の政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された政府調達協定を遵守するために地方自治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項を定めた政令であり、提案のあった随意契約の条件緩和をすることはできない。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

—

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

所有者不明空き家に関し、地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。

具体的な支障事例

所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないこととされている。

京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。

一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選定の申立てができないと、同空き家の活用や除却の進展が滞り、空家問題に対する適切な対処が不十分なものとなる。

空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。

平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

所有者不明の空き家に対し、地方公共団体による財産管理人制度の活用が可能になることにより、所有者不明の空き家の活用が促進される。

根拠法令等

民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大阪府、八尾市、米子市、大村市、宮崎市

○本市においても、所有者のいない空き家を「特定空家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家(特定空家等にはまだ認定できない)があり、対応に苦慮している。

○これまでに5件相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担当課が申し立てを行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担当課との調整が必要なことなど、空家担当課が実施したいものと必ずしも一致するとは限らないのが現状といえる。

○本市では、条例に基づく応急措置を行った所有者不明空家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申し立てを行った事例がある。現行の制度では空家の所有者調査で取得できる税情報については課税に必要な情報に限定されており、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないため、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申し立てができれば空家対策に有効であると考えられる。

○本市では、財産管理人制度活用の実績はないが、老朽化した空き家の危険性を考えると、実効性を伴う手法で速やかに対応することが望まれる。そのような観点から、早期に「申し立て権」を付与することは有益であると考えられる。

○本市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がほとんどのなか、建屋の状態が良く使用できるものも一部あるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何もできずに見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定空家等の認定を行うことで、行政が利害関係人として財産管理人の申し立てが可能になると、提案団体の事例により認識している。提案にある申し立て権の付与は、危険性が無い所有者不在の空き家を流通させるために有効なものと考えられるが、申し立てに伴う裁判所への予納金納付に対する負担軽減があわせて必要と考えられる。

○すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空家に認定するほど老朽化していない空き家が一定数存在する。そういった空き家の解消が期待できる。

○本市には、相続人不存在の特定空家等(母屋・小屋)が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、略式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申し立てができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申し立てを行うことができるようになれば、特定空家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。

## 各府省からの第1次回答

### 【総務省】

空き家管理のための財産管理制度の活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、国土交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。

### 【法務省】

現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申し立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立人である市町村が不在者等に対して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、空家の所有者が不在者等となっている事案においても、個別の事情に応じて、市町村が不在者等の財産の管理についての利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。

したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。

なお、空家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要があると認められるときは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を問わず、不在者の財産の管理人の選任等の申し立てをすることができる。管理人は不在者の財産の全般を管理することができるため、空家と敷地の所有者が一致する場合には、管理人において空家についても管理をすることができることとされている。

### 【国土交通省】

空き家管理のための財産管理制度の活用は把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、国交省としては、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土交通省の公表している事例集においては、空家等に対する債権を有していなくても、空家特措法上の責務があることを理由に地方公共団体に申立権が認められた事例も記載されているが、京都市においては、家庭裁判所から、債権を有していなければ申立ては困難という見解を示されている。空家特措法上の責務を理由に利害関係人として認めることが可能か否かについては、国から統一的な解釈が示されているわけでもなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行うことができるよう、地方公共団体に対して財産管理人選任申立権を付与すべきである。

法務省の一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から踏まえた上で、今回求める措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことに鑑み、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。

また、法務省の一次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第38条の特例の活用について言及されているが、この特例は、

- ・建築物の部分にのみ管理不全状態がある場合
- ・土地と建築物の所有者が異なる場合

には、空家対策に活用できないのではないか。財産管理制度の十分な活用のため、今回提案の措置について、再度検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【米子市】

事例集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管理制度の活用事例を示していただいていることは承知しているが、地方公共団体が財産管理人選任を申し立てることができる「利害関係人」にあたるかどうかについては、個別案件による判断となっており、地方公共団体としては慎重にならざるを得ず、特定空家等の改善に向けた取組が進めにくい状況にある。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方公共団体の財産管理人選任の申立権を法で明確にすることにより、空き家の活用・除却を促進することが可能となり、管理不全な空き家の改善につながると考える。

また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理人として選任されたとき、空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家についても管理できるとされているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応できない。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団体が財産管理人制度を活用しようとした際に、民法第26条及び第952条の「利害関係人」に該当しないことを理由として、財産管理人選任の申立てが認められなかった、あるいは断念した事例については、その実態を適切に把握していただきたい。

○特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の責務は全ての市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有している等の事情により「利害関係人」として認められる場合でなければ当該制度を活用できない現状を踏まえ、一定の場合には、地方公共団体に申立権を付与し、財産管理制度の活用を促進すべきではないか。

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、周囲に悪影響を及ぼしている「土地」については財産管理人の申立権に係る特例が既に設けられているが、この特例が活用できないケースにおいて、周囲に悪影響を及ぼしている「空家」について財産管理人の申立てが可能となるよう、空家対策法上にも同様の特例を設けるべきではないか。

○法務省の第1次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から考えても、「土地」については申立権の特例を認めて、「空家」については申立権の特例を認めない理由はないのではないか。

## 各府省からの第2次回答

### 【総務省、国土交通省】

提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。

### 【法務省】

ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における市町村の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承知しているが、法務省としても、関係省庁と連携して、民事基本法制を所管する立場から必要な検討をしてみたい。

## 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

(18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)

(i)空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行った不在者財産管理人(民法(明29法89)25条1項)又は相続財産管理人(同法952条1項)の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年中に周知する。

(関係府省:法務省及び国土交通省)

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

275

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていただきたい。

具体的な支障事例

使用済みの投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間については、法令に明文の規定はない。

昭和51年の名古屋高裁で「未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む。」との判決が出され、確定していることから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に扱うこととされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙(使用済み、未使用とも)を廃棄した事案に係るものである。

未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の訴訟等の手続きができる期限以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。

市によっては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・保存スペースの確保が不要となる。

・保存に係る費用を節減できる。

・盗難や流出などセキュリティ上の問題が解消できる。

※保存にあたっては、施錠できるスペースを確保する等十分に配慮するが、未使用の投票用紙が流出した場合、不正利用による、選挙制度の信頼に関わる重大な事態が生じることとなる。

根拠法令等

【各種選挙の投票用紙】

・公職選挙法第71条

・公職選挙法施行令第45条、第77条

・昭和51年6月「敦賀市長選挙無効等確認請求事件」に係る名古屋高裁の判決

【国民審査の投票用紙】

・最高裁判所裁判官国民審査法第24条

・最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、ひたちなか市、小平市、新潟市、豊橋市、大阪市、山陽小野田市、徳島市、高松市、福岡県、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市

○未使用の投票用紙を、次の選挙の際に誤って使用し、無効投票を生みだしたケースがある。  
○特に、国民審査における投票用紙の保存期間は10年間と規定されており、常時4回分の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースが必要となっており対応に苦慮している。  
○保管並びに処分に係る経費負担に苦慮している。  
○期日前投票所や当日投票所の増設等で選挙物品が年々増えている状況であり、選挙機材等を保管する倉庫は空きスペースがない状態である。

## 各府省からの第1次回答

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第45条の投票に関する書類は、投票録、開票録及び有効無効投票等とあわせて、投票の行われた状況を明らかにするものであり、投票が適法に行われたか否かの証拠となるものである。未使用の投票用紙についても、昭和51年6月16日の名古屋高裁の判決において、「その性質上それが適正に管理され残存すること自体が適正に施行されたことの証拠となるものであるから、これまた同条所定の投票に関する書類にあたるものと解するのが相当である」とされている。これらの書類は、争訟期間が終了し、当該選挙の効力、あるいは当選の効力が確定した後においても、詐欺投票罪、投票偽造・増減罪等の刑事罰に係る犯罪捜査に活用することも想定される。最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査の投票用紙についても同様の取扱と解されている。  
以上が現行法令の解釈である一方で、未使用の投票用紙の保存については、保存スペースの確保の他、投票用紙の誤交付の原因となるなど、現に支障が生じているものと承知しているので、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に向けて、前向きに御検討をよろしく願います。  
なお、保存スペースの確保、投票用紙の誤交付などは、現時点で問題とはなっていない市町村においても、今後、問題が発生する可能性があることから、可能な限り早期に対応をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高松市】  
判例により未使用の投票用紙についても投票に関する書類にあたる点については理解できるものの、昨今の任期満了前の解散総選挙により、短い周期で選挙が執行されることで同時に執行される国民審査の投票用紙の保管場所に大変苦慮しているため、再度、未使用の投票用紙の保管について検討を要望する。  
【五島市】  
当選の効力が確定した後の各種犯罪捜査等において、未使用の投票用紙の活用が必要となるものか、併せて未使用投票用紙の保管のリスクも考慮したうえで検討していただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。  
【全国町村会】  
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

未使用の投票用紙の保存については、保存スペースの確保の他、投票用紙の誤交付の原因となるなど、現に支障が生じているものと承知しているので、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(2) 最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法136)及び公職選挙法(昭25法100)

最高裁判所裁判官国民審査及び各種選挙における未使用の投票用紙の保存期間(最高裁判所裁判官国民審査法施行令7条、公職選挙法施行令45条)については、保存スペースの確保などの支障を踏まえ、法制的な面等から可能な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

283

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。

具体的な支障事例

代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一的なルールは明確にされていない。

本市においては、本年3月に、法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。

所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておけるというわけではない。

本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。

一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。

以上の支障を解決するため、法上に河川法第 75 条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていきたい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の動産を適正に管理することができる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、三鷹市、大垣市、多治見市、豊橋市、京都市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市

○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一的なルールを設けてほしい。

○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一的ルールの明確化を望む。統一的なルールを明確にしてほしい。

○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。

○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかな踏み込めない要因と考える。提案どおりに特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものとする。

○平成 28 年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。

○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一的なルールがある方が望ましいと考える。

○当市では、現在、法第 14 条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。

○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。

動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一的な基準が求められている。

○本市においても、同種の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。

また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。

## 各府省からの第 1 次回答

### 【総務省】

空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については 100 件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。

### 【国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えるとはされていない動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考にして、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であるとする。

他方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については 100 件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。

なお、本提案にあるような動産の取扱いは財産権そのものの問題であり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行時における財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する要因となっており、動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題であります。

国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した動産を処分する目的を立てることもできず、地方で柔軟な対応ができていないと言いつつ、難しい状況です。

本提案は、保管後の動産を適法に売却、処分ができるようにすることを求める趣旨であり、「保管期間」、「保管期間経過後の処分権限」の明確化を要望するものです。特定空家等の中の動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきたものができなくなるといった支障が生じることは想定しておりませんし、そういった支障が生じないようなルールにして頂きたいと考えております。それよりも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化されれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間の施設を適宜利用する等、各自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われれます。

動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚更、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。

○動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。

○空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。

○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物法のように、「特に貴重」なものとしてそれ以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。

## 各府省からの第2次回答

提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。

## 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

5【総務省】  
(18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)  
(ii)代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱

いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」(平 27 国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。

また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。

(関係府省:国土交通省)

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

287

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

## 提案事項(事項名)

未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)等に相当する固定資産税情報の調査権限の付与

## 提案団体

羽島市

## 制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を与えて欲しい。

## 具体的な支障事例

問題となっている空き家の多くは未登記であり、構造や面積、建築年数を把握する術がない。法及び平成 27 年 2 月 26 日付け国住備第 943 号・総行地第 25 号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者情報に限られており、課税情報からも空き家の属性を知ることはできない。現行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これらを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になるとはいえ、必ずしも所有者の同意が得られるとも限らず、昨今の相続放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家屋に詳しいとも限らない。

特定空家等に至らない予備軍への適正管理の助言・指導をしているが、空き家の属性が分からないままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難しいため、助言・指導がスムーズに進まない状況となっている。

こうしたことから、不動産登記法にて義務付けられている表題登記を、所有者が申請していない事実を鑑み、当市の空家等対策条例の制定過程で所有者情報以外の情報利用について条文を盛り込もうとしたが、空家等対策推進協議会の弁護士及び市顧問弁護士より、前述の通知に「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。」と明記されていることを前提に、法に違反するため不採用となった経緯がある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特定空家等に至らない予備軍の所有者への助言・指導を円滑に行うことが可能となり、空き家等の適正管理の促進に繋がる。

## 根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について(平成 27 年 2 月 26 日付け国住備第 943 号・総行地第 25 号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、多治見市、京都市、米子市、大村市、宮崎市

○未登記家屋の情報は、例えば、床面積・建物図面によって解体費用を概算することができ、指導の際の具体的な提案に繋げることができる。また、建築年によって外観からは見えない部分の工法を推測することができ、危険性の判断に有効な情報となる。

○同様の事案について、本市でも対応に苦慮しており、結果的に問題早期解決の妨げになっている。外観調査だけでは建物属性の情報が乏しく、空き家の利活用に向けた指導の判断材料としても固定資産税の所有者の情報は有効である。

課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項（面積、建築年、建物図面等）などに相当する情報の調査権限の付与について賛同する。

○未登記家屋に係る所有者の特定については、固定資産税の課税情報が有力な手がかりとなるが、固定資産の評価に係る情報について、現法では明確に調査権が与えられていない。推定される所有者が既に亡くなっており、相続人が何代にも渡る場合など、所有者を特定するのが困難である。こうしたことから、未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項（面積、建築年、建物図面等）などに相当する情報の調査権限を法で明確化することが空き家対策に有効であるため。

## 各府省からの第1次回答

### 【総務省】

私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。

空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の適切な管理を進めるために「この法律の施行のために必要な限度」において「氏名その他の空家等の所有者等に関する」情報の内部利用が可能とされている。これは、空家対策を効果的に実施する上で所有者等に関する情報の重要性が高い一方で、現況が空家でその把握が難しく、また代替手段に乏しいという観点から、不明である所有者等に関する情報を提供する公益性に鑑みて、例外的に措置したものであり、対象も所有者等に関する情報に限定しているところ。

ご提案の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無い場合であっても、立入調査により外形的に確認することも可能であり、代替手段が考えられる中で、具体的に法の施行にどの程度支障を生じているか、まずは関係省庁において実態を把握していただく必要があると考えている。

### 【国土交通省】

ご提案のような固定資産税に係る情報の内部利用が可能であるかについては、固定資産税を所管する総務省の見解次第ではあるが、そもそも空き家の中で未登記建築物がどれほど多いか不明であること、また、空き家の面積等がわかることが空き家の除却や活用の具体的提案につながるものの関係性が不透明であり、ご提案を実現した際の効果は疑問である。

そのため、まずは未登記建築物の存在がどれほど空き家対策を進める上で支障となっているか、また、空き家の除却や活用の提案にあたり、空き家の面積等が判明したことでどのように除却や活用に結びついたか実際の事例を交えて詳細をご説明いただかなければ本提案の必要性について理解が進まないところであるが、いずれにしても、除却や活用に関する目安をつかむにあたり、必ずしも厳密な面積等が必要であるとは考えられず、外見で判断するなど簡易な代替手段があると思われる。

また、仮に厳密な面積等が極めて有用なケースがあるとしても、提案主体が述べているとおり所有者の同意を得て固定資産税情報を閲覧するという方法（提案主体は、同意が得られるか不明とするが、そうした同意も得られないケースで、その後除却や活用に向けた積極的な話し合いが進むとも思えず、所有者に対する積極的なアプローチを目的とした本提案のような場面においては、その前段として固定資産税情報閲覧の同意を得られるようにすべきと考えられる。）や、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項から第3項までの規定を施行するためであれば、「空家等」に対して立入調査を行うという方法も考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

全体の家屋に占める未登記建築物の割合や、空き家の除却や活用にあたってどのような情報が有用かということについては、本市の事例は具体的な支障事例欄や提案団体ヒアリングにてお示ししたとおりである。本市において、空き家に占める未登記建築物の割合自体は把握していないが、全体の家屋のうち6割近くが未登記であることは把握しており、空き家全体に占める未登記空き家の割合も高いものと考えられる。また、空き家の属性情報が空き家の活用に繋がった本市の事例として、固定資産税の相続人代表者が適正管理していない空き家

において、他の相続人に管理依頼をし、その者が当該空家等の資産価値を認識し、売却に至ったケースがあり、その相続人から、「市から評価額や具体的な空き家の情報を当初から提示されれば、動く相続人は多いと思う。」との意見があった。

また、私人保護の観点に立てば、所有者の氏名やその住所等の連絡先情報の方が、空き家に関する物件情報よりも機密性が高いと考えられ、前者の内部利用規定を設けることが可能であれば、後者の内部利用規定を設けることも可能ではないか(現に地方税法第 382 条の 2 及び同法施行令第 52 条の 14 に基づく固定資産課税台帳の閲覧や、地方税法第 416 条の規定による家屋価格等縦覧簿の縦覧の制度があるところであり、物件情報は比較的機密性が低い。)

さらに、総務省及び国土交通省の回答において、代替手段が他に考えられるとの指摘があるが、所有者情報と物件情報において、情報の重要性・把握の困難性・代替手段の乏しさ及び情報提供の公益性について、差異はないと考えられる。

所有者同意を得ることについては、ヒアリングでもお示ししたとおり、事例は限りなく少ない。本提案の趣旨が所有者に接触する前段階で空家等対策部局において空き家の属性に関する情報を把握したうえで、所有者との相談に臨み、助言・指導を適切に行っていきたいというものであることに鑑みれば、所有者に接触したうえで同意を得ることでは提案の趣旨を達成できない。

「立入検査」については、空家法上、適正に管理されない空家等が特定空家等として助言・指導していく過程に対してのみ認められているところ、本提案は、今後ますます増加していく空き家を特定空家等に移行する前段階で適切に管理等できるようにしたいという趣旨のものであるため、代替手段として立入検査があるというご指摘は当たらない。

外見から判断することについては、建築年等の情報は外見から判断することができないばかりか、外見のみから推測しようとすると、不適切な結論を導いてしまう可能性もある。なお、国土交通省の公表しているガイドラインには、「民間事業者等が(空き家の)利活用可能かどうかを判断する際の材料となる情報の例」として、建物面積や建築時期等がリストアップされているところである。

なお、守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から法令の規定に基づき情報提供を求められた場合には、「事案の重要性や緊急性、代替手段の有無(中略)等を総合的に勘案し」必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である(『地方税法逐条解説』より)とされているが、この解釈が地方公共団体内の他部局からの請求についても適用されるとすれば、あくまで代替手段の有無は勘案されるべき要素の一つではないのではないか。

なお、平成 27 年 6 月 10 日午後 2 時より国土交通省が名古屋合同庁舎において開催した空家等対策特別措置法説明会に出席した際、本市から、「固定資産税情報のうち、何故、所有者の氏名、住所、連絡先しか情報提供を受けられないのか。」といった本提案に係る質問をしたが、国土交通省担当者より、「国交省としては、情報の種別を特に限定せず固定資産税情報の提供を受けられるよう総務省に協議した。しかしながら、総務省が、物件情報は立入調査で把握できることを理由に、所有者情報しか提供を認めなかった」と回答があった。その際にも、建築年や構造は立ち入り調査で判明しない旨を説明したところである。国土交通省は、2 次回答の作成に当たっては、当時の議論を踏まえた上で検討いただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【米子市】

本市においては、現在固定資産課税台帳に登録されている家屋のうち、23.57%が未登記家屋である。例えば、敷地内に複数の未登記の空き家が存する場合、固定資産課税情報の利用により所有者を探索しても、固定資産課税情報の建物図面と実際の建物の形状とを照合しなければ、所有者の「特定」には至らない。そもそも所有者が特定できなければ、適切な助言を行うことができないため、建物図面等について調査権限を付与することは空き家対策を推進する上で有効であると考えます。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○1 次ヒアリングにおける国土交通省からの回答にあるように、空家の利活用の検討に当たって、現況を踏まえた不動産業者や解体業者等の助言を活用するとしても、費用を要するものであり、提案団体においては、これま

での空家対策の実務の経験から、市町村が、所有者に接触する前段階で空家の属性に関する情報を把握した上で、所有者との相談に臨み、助言・指導を適切に行うことが重要であると考えており、こういった市町村の現場の実情に基づくニーズに対応する方策を検討すべきではないか。

○空家の適正な管理のためには、立入調査の対象となる特定空家に移行する前段階から利活用の方策を検討することが重要であることに鑑み、空家の属性に関する情報の円滑な取得が可能となるよう、所有者情報以外の固定資産税情報の内部利用を可能とすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

ご提案の趣旨は、特定空家等に至らないように予防的観点で空家等対策を講じることの重要性を認識し、初期の接触の段階で空家等の所有者の関心を引くために、固定資産税情報を用いたいということだと思われる。予防的観点で空家等対策を行うことは望ましいとは思いますが、所有者の関心を引くために、本人の同意もなく、固定資産税情報上の正確なデータを必ず用いなければならないということではないのではないか。

例えば、所有者の関心を引く取組として、固定資産税納税通知書に空家等への対応を促す書面を同封したり、放置し続けることのデメリットとして近隣に迷惑をかければ損害賠償請求を受ける可能性があることに言及している市区町村があることも把握している。

そのため、ご提案を実現すること自体は困難であるが、他の市町村において対策の初期段階で所有者の関心を引くために行っている取組事例については調査の上、周知することとしたい。

#### 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

##### 5【総務省】

(18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)

(iii)特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の調査及び所有者の同意がなくとも固定資産課税台帳情報のうち空家等に係る基本的な情報(建築年数、構造、面積等)の利活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対し行った上で、必要な方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。

(関係府省:国土交通省)

# 令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

298

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金における補助事業者(市町村)と国との間の交付申請、交付決定及び実績報告等の事務(以下「交付事務」という。)については、都道府県を経由して行うこととされている。

また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金における補助事業者(総務省所管補助金では都道府県及び市町村等、厚生労働省所管補助金では協会等)と国との間の交付事務についても、都道府県を経由して行うこととされている。(都道府県が補助事業者となる場合の交付事務は、都道府県と国とが直接行うこととされている。)

【支障事例】

交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中行わなければならない、大きな事務負担が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。

なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。

そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で敢えて都道府県を経由させる必要性が認められない。本来国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのにほかならないと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度末・当初における都道府県の事務負担が軽減され、簡潔な事務手続きとなるとともに、国が補助事業者との間で直接交付事務を行うことで、より適正で迅速・確実な予算執行が期待される。

根拠法令等

個人番号カード交付事務費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、鹿沼市、川崎市、高山市、浜松市、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岩国市、宮崎県

○都道府県にとっても、国の代わりに市町村へ支出負担行為を行うなど、本来必要のない事務を行うことは、多大な負担となっている。

○社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、市町村が交付申請を行う際に都道府県が取りまとめ及び審査を行うこととされており、短いスケジュールの中で高い業務負荷がかかっている。

## 各府省からの第1次回答

### 【総務省】

個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に基づき、これらの補助金の円滑な執行の確保を図るため、都道府県に市町村(特別区を含む。以下同じ。)における算定等の取りまとめを実施していただいているところであり、今後も補助金を適切に交付するため、引き続き御協力をお願いしたい。なお、補助金に関する照会のスケジュールの見直し及び事前周知については、昨年度実施したところであるが、都道府県及び市町村における負担軽減について引き続き検討してまいりたい。

### 【厚生労働省】

国民健康保険組合(以下、「国保組合」という)は、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受け設立されている。国保組合の予算・決算については都道府県への届出を求められていることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る申請等の手続きについても、都道府県における審査が必要であると考えられるため、引き続き、都道府県を経由した申請としたい。

なお、当該補助金は要件に合致した国保組合を所管する都道府県への交付を予定しているが、提案団体へは要件に合致する国保組合はないため事務は生じないものと考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省の回答中「これらの補助金の円滑な執行」について、本補助金を適切に実施し、かつ速やかに交付を行うという意味であれば、第三者である都道府県に受付・審査・交付決定させるより、本補助金を所管する総務省が直接交付申請を受け内容を審査し交付決定を行うことが最も適切な補助の実施となることは間違いなし、都道府県を経由しなくなればより速やかに補助金の交付を行うことができるのではないのでしょうか。本提案は、本補助金について都道府県を経由せず総務省が直接実施することを求めるものであり、総務省が直接実施できない理由をお示しいただきたいと存じます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

### 【総務省】

補助金等の交付に関する事務については、その過程で生ずる複雑多様な事務を国において一括処理することは必ずしも効率的ではなく、特に本提案に係る補助金のように、全ての市町村からの申請を受けることを想定しているような補助金について、仮に国で全ての事務を処理することとした場合、国での事務に要する時間を確保すると、申請団体に極めて短期間で作業をお願いすることとなるおそれがある。

また、補助金の申請や実績報告に際しては、現地事情を的確に把握して円滑に行う必要があることから、日頃から管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)における事務処理の状況を知り、その職員とコミュニケーションをとっている都道府県において、提出状況や内容の確認を実施いただくことが、より適切かつ効率的な補助金交付事務の実施に繋がると考えている。

そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第26条第2項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第17条第2項に基づき、都道府県知事の同意を得て補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うこととすることができることとされており、本提案に係る補助金に関しても、全ての都道府県知事から同意を得ているところである。上記の趣旨及び経緯を踏まえ、個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、管内市町村における個人番号カード交付事務や個人番号関係事務に係る現地事情を的確に把握され、管内市町村と円滑に連絡・調整を実施することができる都道府県に、引き続き御協力をお願いしたい。

【厚生労働省】

※一次回答から変更なし

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容

—